

# I 令和8年度市町村職員研修事業実施計画

## 1 基本方針

### (1) 基本的考え方

少子高齢化、人口減少、ICTの普及に伴う経済や文化のグローバル化など、日本を取り巻く社会経済環境が日々めまぐるしく変化している中、それぞれの地方も、個性豊かで魅力ある地域社会を実現するために、自ら考え、責任をもって取り組むことが求められている。

こうした中、基礎自治体である市町村においても、少子高齢化を伴う人口減少への対応に加え、地域経済の活性化、持続可能なコミュニティ基盤の構築、住民の安心・安全を守るための防災対策など様々な課題が山積している。これらの課題に的確に対応し、住民ニーズに沿った質の高いサービスを提供していくためには、これまで以上に市町村職員の人材育成に取り組み、専門知識や技術の習得だけでなく積極的に行政課題に取り組む人材を育成していくことが重要となってきた。

本協議会としては、行政サービスの高度化に伴う「専門性」、新たな課題に積極的に取り組む「進取の気性」と「創造性」、状況に適切に対応できる「柔軟性」、住民と共に地域の課題を解決する「協働性」「コミュニケーション能力」の育成・向上を念頭に、各職位・業務に求められる知識・能力の習得を図るとともに、時代に対応した能力の習得と向上、多様な主体との連携・協働を行うことのできる人材の育成に努めることとする。

### (2) 重点事項

① 市町村を取り巻く環境変化や諸課題に的確に対応できるよう、引き続き、次の事項を基本に効率的かつ効果的な研修を実施する。

ア 公務員としての自覚と責任に基づいた職務遂行能力の開発

イ 新しい行政需要や行政課題に積極的に対応できる多様な能力の開発、習得

ウ 業務遂行、職員の指導・育成にマネジメント能力を発揮できる管理監督者の養成

エ 行政の高度化、専門化に対応する知識、技術の習得

オ 地域と連携・協働し、地域課題の解決・地域づくりに取り組む能力の涵養

カ 演習型研修や県との共同研修の実施による他市町村職員、県職員との交流機会の充実

② 一般研修についてはすべて対面での研修とし、オンライン研修で行う一部の専門研修はこれを継続する。

③ 実務型専門研修のうち、税務（徴収）担当職員研修については、オンライン研修から集合・対面研修に変更し、徴収担当の県職員と合同での演習を実施する。

④ 県との合同研修を見直し、県主催研修では「連携・協働力向上研修」に変わり、「民間で学ぶまちづくり研修 in やまがた」及び「現場で学ぶ地域協働研修 in かわにし」を追加する。

市町村主催研修では「クレーム対応研修Ⅱ」を新たに合同研修として実施する。

⑤ 「ハラスメント防止研修」では、労働施策総合推進法の改正による職員をカスタ

マーハラスメントから守るための措置の法的義務化に関する内容を追加する。